

議員提出議案第8号

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大の検討を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年12月17日

提出者 西東京市議会議員 大 林 光 昭

賛成者 西東京市議会議員 中 川 清 志

西東京市議会議員 納 田 さおり

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大の検討を求める意見書

国民健康保険は、公的医療保険制度として会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を果たしてきました。しかしながら、会社員等が加入する被用者保険においては被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わらないのに対し、国民健康保険は世帯内の全ての加入者数に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料（税）の負担が増加することになります。このため、医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要です。

厚生労働省社会保障審議会の医療保険部会において、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置が必要との報告が行われ、「子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組」として、政府は令和4年度から未就学児に係る均等割保険料（税）の5割軽減措置の導入に向けた法改正等を行いました。対象となる子どもの範囲は未就学児に限定されています。

よって、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりに向けて、子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大を国において検討するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 保 谷 なおみ

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣